しまじんじゃ はいでん てみずしゃ しんもんおよ そでべい 志磨神社 拝殿、手水舎、神門及び袖塀

所在地:和歌山市中之島677 登録基準:拝殿(二)、手水舎(一)、神門及び袖塀(一)

志磨神社は和歌山城北東の中之島に所在する。 拝殿は平屋建、入骨屋造、銅板葺で、昭和19 年(1944)に建てられた。拝殿部、祝詞舎部、神饌所部の三つの部分から成り、正面には軒唐 破風を付けた向拝を設ける。良材を使用し、細 部も整った意匠である。拝殿と同時期に建てら れた手水舎、神門及び袖塀はともに境内の歴史 的景観を形成している。これらは空襲の戦禍を 受けた和歌山市中心部に残る、数少ない良質な 近代和風建築として貴重である。



をいいけじゅうたく おもや ちゃしつ きゅうよしだけじゅうたく はな ちゃしつ 多井家住宅 主屋、茶室(旧吉田家住宅 離れ、茶室)

所在地:和歌山市和歌浦中三丁目1101-1 登録基準:全て(二)

古くから景勝地として知られる和歌の浦にある、雲蓋院山の西に所在する住宅で、当地の景観を活かした良質な近代和風建築である。

昭和24年(1949)建設の主屋は、平屋建、 八母屋造、瓦葺で、かつて吉田家が営んだ病院 が当地に疎開した際の離れとして利用された。 主屋は主棟と北棟が直交し、主棟の西側には二 間続きの座敷を、東側には丸窓を備えた軽快な 意匠の居室等を配し、要所を廊下でつなぐ。

茶室は主屋に渡り廊下で接続し、主屋と同時期に建設された。平屋建、寄棟造、瓦葺で、天井に網代や杉皮等多彩な材を用いた、洗練された意匠の茶室である。



きゅうおおいし け じゅうたくおもや 旧 大石家住 宅主屋

所在地:海南市下津町塩津字鈴山166 登録基準:(一)

漁業や廻船業が盛んであった塩津港に所在する、かつて廻船業を営んだ商家の主屋である。主屋は、つし二階建、切妻造、瓦葺で、江戸末期に建てられた。外観は一階に出格子を構え、二階を漆喰塗とする。内部は向かって左手を土間とした田の字型平面で、正面の通り側の六畳の座敷には、間口半間の床の間を設ける。伝統的な町家の外観が、当地の歴史的景観に寄与している。



おかもとけじゅうたく おもや はな どぞう ながやもん 岡本家住宅 主屋、離れ、土蔵、長屋門

所在地:橋本市高野口町九重548 登録基準:全て(一)

大阪府との境にある岩湧山の南斜面に所在する、かつて庄屋を務めた旧家の住宅である。

主屋は寛政4年(1792)建設で、平屋建、入骨屋造、茅葺(鉄板仮葺)の大規模な民家である。内部は東を土間とした六間取りとし、八畳の座敷には床の間は設けず行書院のみとする。主屋の西には、昭和40年(1965)頃建設で二間続きの座敷をもつ離れと、昭和37年(1962)建設で重厚な外観の土蔵が建つ。これらや、敷地入口に建つ江戸末期建設の長屋門は、ともに当地の歴史的景観に寄与している。



つじけいしんどう てんぽけんおもや はな どぞう 辻慶進堂 店舗兼主屋、離れ、土蔵

所在地:紀の川市名手市場193 登録基準:店舗兼主屋(二)、離れ(二)、土蔵(一)

紀の川市名手市場の町中を東西に通る大和街道に面して建つ、かつて印刷業を営んだ辻家の店舗兼住宅である。街道の向かいには重要文化財の旧名手本陣妹背家住宅が所在する。

昭和27年(1952)建設の店舗兼主屋は、二階建、 入母屋造、瓦葺で、両袖に卯建壁を設け、二階 窓には高欄を付ける。内部は二階に洋風の応接 間を設けるほか、各所に和洋折衷の要素を取り 入れて趣向を凝らす。昭和37年(1962)建設の離 れは隠居所として使用され、内部の座敷は舟底 天井とする等凝った造りである。昭和4年(1929) 建設の土蔵とともに、屋敷構えを整えている。



きゅうこくてつき せいさいせんき い ゆあさえきほんや 旧 国鉄紀勢西線紀伊湯浅駅本屋

所在地:有田郡湯浅町大字湯浅字南道1075-2

昭和2年(1927)の紀勢西線延伸に伴って建設された駅舎である。現在は湯浅町の所有となり、外観の復元や内部の改修が行われ、飲食・物販施設として活用されている。

平屋建、半切妻造、鉄板菱葺で、縦長の上げ下げ窓を並べた洋風建築である。内部はかつて南側を待合室、カウンターを挟んで北側を事務室や職員休憩室等として用いた。旧待合室は三面に設けた窓と高い天井により、広く明るい空間である。

開業以来地域の人々に親しまれる、歴史ある 湯浅の一時代を象徴する駅舎建築である。

登録基準:(一)



所在地:西牟婁郡上富田町市ノ瀬字中ノ岡1043他 登録基準:(一)

興禅寺は富田川南岸の高台に所在する臨済宗妙心寺派の 寺院で、だるま寺とも呼ばれる。敷地北側を通る熊野古道に 面して石垣を築き、境内地中央に本堂を、本堂の左に庫裏を 建てる。庫裏の背面側には回遊式庭園が設けられる。

天保2年(1831)建設の庫裏は、平屋建、正面切妻造、背面 入母屋造、瓦葺で、棟上には煙出を設ける。内部の入口土 間は小屋組まで吹き抜けの見応えある空間とするほか、南 側の二間続きの座敷には、庭園を臨む二面に縁が設けられ、 開放的な造りとする。

遠くからも大屋根や煙出の見える雄大な庫裏であり、熊 野古道に面する当寺院の歴史的景観の形成に寄与してい る。



登録有形文化財(建造物)とは

文化財登録制度は、近代を中心とする多くの様々な文化財を保護するため、平成8年の文化財保護法改正によって導入された。届出制を基本とする緩やかな保護制度で、登録により規制に強く縛られることはなく、建造物の多様な活用を行いやすいことが特徴である。原則として建設後50年を経過した建造物のうち、一定の評価*を得たものが対象となり、全国で既に13,000件を超える建造物が登録されている。

- ※登録基準 (一) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
 - (二) 造形の規範となっているもの
 - (三) 再現することが容易でないもの